

認定臨床研究審査委員会の新規審査研究数

定義

期間内に自施設で設置した認定臨床研究審査委員会で審査した新規臨床研究数で、臨床研究法を遵守して行う特定臨床研究のほか、臨床研究法を遵守して行う努力義務研究の審査を含みます。

算式

実数

当院の値(調査期間)

R1年度	10 件(年間)
H30年度	1 件(年間)
H29年度	- 件(年間)
H28年度	- 件(年間)

項目の解説

※国立大学附属病院長会議常設委員会より「国立大学附属病院 病院機能指標(全体版)」が公表され次第、記載